次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　略］ ハ　イ又は口以外の実習実施機関		
名称	所在地	実習内容
［略］		
株式会社永久工業	鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋千二百八十三番地百五十	鉄筋施工
有限会社遼園	鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋千百十四番地六十九	鉄筋施工
南栄建設株式会社	鹿児島県奄美市名瀬小浜町十八番十五号	とび
東和化学工業株式会社	東京都葛飾区金町三丁目四十一番八号	プラスチック成形
備考　表中の［　］の記載は注記である。		

改正前		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　同上］ ハ　イ又は口以外の実習実施機関		
名称	所在地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		

○法務省告示第三百九十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月二十一日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　［略］ ロ　イ以外の実習実施機関		
名称	所在地	実習内容
［略］		
株式会社丸賢商店	静岡県焼津市越後島二百七番地の一	水産練り製品製造、惣菜製造業
［略］		
芝浦産業株式会社	東京都港区港南一丁目六番四十一号	溶接
株式会社立久井農園	宮崎県えびの市大字西長江浦千三百四十五番地一	耕種農業
備考　表中の［　］の記載は注記である。		

改正前		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　［略］ ロ　イ以外の実習実施機関		
名称	所在地	実習内容
［同上］		
株式会社丸賢商店	静岡県焼津市越後島二百七番地の一	水産練り製品製造
［同上］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		